



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和5年11月28日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	社会参加推進係	大塚	内線 3482 直通 058-272-8309 FAX 058-278-2643

行政、障がい者団体が協力して障害者週間の街頭啓発を行います

県では、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨等を踏まえ、市町村、障がい者団体と協力して、毎年、障害者週間（12月3日～9日）における街頭啓発を行っています。今年度は、下記のとおり実施します。

記

1 日時及び開催場所

地域	実施日	実施時刻	実施場所
恵那	12月4日(月)	10:00～11:00	ルビットタウン中津川
東濃	12月4日(月)	10:30～11:30	多治見駅南北連絡通路
中濃	12月5日(火)	10:30～11:30	スーパーセンターオークワ美濃インター店
飛騨	12月5日(火)	15:00～16:00	ルビットタウン高山
西濃	12月6日(水)	10:30～11:30	イオンモール大垣
岐阜	12月6日(水)	16:30～17:30	JR岐阜駅
可茂	12月8日(金)	10:00～11:00	ラスパ御嵩
揖斐	12月9日(土)	10:00～11:00	ザ・ビッグエクストラ岐阜池田店

2 予定参加者

岐阜県職員、県内市町村職員、障がい者団体 等

3 内容

「障害者週間」の告知や「障害者差別解消法」・「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」・「ヘルプマーク」等に関する普及啓発物品の配布を行います。

<参考> 障害者週間、法、条例、ヘルプマークの概要

【障害者週間】

12月3日～9日。障がい者福祉についての国民の関心と理解を深め、障がい者が社会のあらゆる活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、平成16年に障害者基本法により設定されました。

【障害者差別解消法】

平成25年6月成立、平成28年4月1日施行。行政及び事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いと、合理的配慮の不提供を禁止しています。また、令和3年6月に、民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」に改正され、令和6年4月1日に施行されます。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例】

障害者差別解消法と同じ平成28年4月1日に施行。障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる共生社会を実現するため、県、市町村、障がい者関係団体、県民等が一体となって、障がい者に対する理解啓発、障がい者の理解啓発のための教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人の交流の促進等に取り組むことを定めています。

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるもの。県では平成29年8月より配布しています。